

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	森		正	明
同	大	村	博	信

神奈川県職員措置請求について(通知)

平成29年4月18日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、平成29年1月24日付けで提出した神奈川県職員措置請求について神奈川県監査委員が「現行制度上、横浜市の県費負担教職員の懲戒処分や給与を決定するのは横浜市教育委員会であって、県にその権限はないところ、懲戒処分により得られるであろう金員等を横浜市に請求する根拠について、請求人は、県条例違反であることを主張するのみで当該条例の名称や違反とする理由を示していない。」との理由で行った却下は違法であるため、再度の住民監査請求

を行うとしている。

請求人は、却下が違法である理由について、「横浜市の教育公務員に適用する懲戒処分の標準例」及び「学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第35条」を違反理由として摘示しているにもかかわらず摘示していないとしていること、また、人事権が県にないという理由だけで却下しており、当該教員らに対して行われた人事評価や懲戒が「社会観念上著しく妥当を欠く」状態であるか疑わしいことは明白であるから、当該教員らの給与を負担する県が、「社会観念上著しく妥当を欠く」状態か判断しなければならないことを主張している。

しかしながら、平成29年4月1日改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により県が給与を負担することとされていた横浜市の学校職員に対する懲戒処分や給与を決定する権限が県にないことは、同様に平成29年4月1日改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第58条第1項の「指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第37条第1項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。」との規定から明らかであり、請求人の主張は、懲戒処分により得られるであろう金員等を県が横浜市に請求する根拠にはなりえない。

このことから、請求人は、県の行為を違法又は不当とする理由を摘示しておらず、また、県に財産的損失が生ずるおそれがあるとの客観的事実も摘示していない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。